

朝鮮語教育学会研究倫理規定

第1条〔著者・発表者における研究倫理〕

1. （著者・発表者の責任）

論文の著者または例会の発表者は、事実に基づいた明示的かつ誠実な研究を通し、新しい学術的知見を提示することで学問の発展に寄与しなければならない。
2. （引用または参考の表示）
 - (1) 論文の著者または例会の発表者は、他人の研究成果や主張を引用・参考する際、必ずその事実を明示しなければならない。
 - (2) 論文の著者または例会の発表者は、過去に公刊された本人の研究結果や主張を引用または参考にする場合にも必ずその引用または参考の事実を明示しなければならない。
 - (3) 論文の著者または例会の発表者は、公刊された学術資料を引用する場合には、正確に明示するよう努めなければならない。公刊された学術資料でない場合には、その学術資料に対する権利を持つ者の同意を得てから引用しなければならない。
3. （剽窃の禁止）
 - (1) 論文の著者または例会の発表者は、他人の独創的な研究成果に対し、適正な出所を明示せずに自分の研究の結果であるかのように提示してはならない。
 - (2) 論文の著者または例会の発表者は、たとえ自分の研究結果であってもすでに発表した結果に対し、適正な出所を明示せずに新しい研究成果であるかのように提示してはならない。
 - (3) 剽窃には、引用の剽窃、翻訳引用の剽窃、二次文献の剽窃などが含まれる。
4. （二重投稿・発表及び二重掲載の禁止）
 - (1) 論文の著者または例会の発表者は、他の学術誌または学術大会の予稿集に掲載予定または査読中の研究成果を投稿または発表してはならない。
 - (2) すでに公刊されている自分の（または自分が共著者として参加した）研究成果と同一の内容の研究結果を、開示することなく学会誌に投稿してはならない。同一の内容かどうかは、投稿論文によって、先行の研究成果に新たな知見をどの程度追加できるかによって判断する。また、新たな知見が含まれていない、公刊されない学位論文・研究報告書・既に採択が決定した口頭発表ないし発表論文集に投稿する原稿の一部または全体の投稿及び発表を認めない。
5. （共著者の表示）
 - (1) 論文の著者または例会の発表者は、共同研究に寄与した研究者がいる場合、

その研究者を共著者または共同研究者として明示しなければならない。

- (2) 共同研究論文の著者または共同研究の発表者を明示する際には学会誌の投稿規定に従い、研究への寄与度が分かるように正確に提示しなければならない。

6. (研究倫理規程の遵守誓約書の提出)

「朝鮮語教育—理論と実践—」に投稿する原稿の著者は、投稿の際に「研究倫理規程の遵守誓約書」を提出しなければならない。

第2条 [学会誌の編集委員における研究倫理]

1. (編集委員の責任)

編集委員会は編集委員会規程に基づき投稿論文の掲載を決定する。

2. (公正と公平の確保)

- (1) 編集委員は投稿論文の著者に対し、自立した学者としてまた、人格の主体として尊重する態度で接しなければならない。
- (2) 編集委員は投稿論文の著者との私的な関係や先入観に影響されず、投稿規定に則って投稿論文を公平に扱わなければならない。

3. (査読の依頼)

- (1) 編集委員は投稿論文の関連分野の専門的知識を有する、公正で客観的な論文内容の評価ができる人物を査読者として委嘱し、論文の査読を依頼する。
- (2) 編集委員は、査読の依頼にあたっては、論文の投稿者と職場を異にする者に査読を依頼する。また利害関係を十分に考慮したうえで査読を依頼する。

4. (守秘義務)

- (1) 編集委員は投査読稿論文の掲載が決定するまで査読者を除き著者の情報や論文の内容を公開してはならない。ただし、倫理委員会からの要請がある場合にはその限りではない。
- (2) 編集委員は投稿論文の査読査読の過程及び内容を公言してはならない。ただし、本倫理委員会からの要請がある場合にはその限りではない。

第3条 [学会誌の査読者における研究倫理]

1. (査読者の責任)

査読者は、学会誌の編集委員(会)の依頼に基づき、査読規定の定める期限内に誠実に評価し、その結果を編集委員(会)へ報告する責任を負う。

- (1) 査読者が査読に関して発言権を有するのは、編集委員会が定めた査読期間に限定される。
- (2) 査読者は、諸問題が発生した場合、編集委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

2. (査読の回避)

査読者は、自分が論文の評価にふさわしくないと判断した場合、直ちに編集委員会（会）にその旨を伝えなければならない。

3. （公正と公平の確保）

査読者は、投稿論文に対し、自分自身の学問的信念や著者との私的関係にとらわれず、客観的かつ公正に評価しなければならない。

4. （査読報告書の作成）

(1) 査読者は、研究者としての著者の人格と独立性に配慮した査読報告書の作成に努めなければならない。

(2) 査読者は、投稿論文に対する自らの判断・補完が必要と考えられる個所を明示し、それぞれの根拠を詳細に記述しなければならない。

5. （守秘義務）

(1) 査読者は、査読論文に対して守秘義務を有する。倫理委員会ないし編集委員会からコメントを求められた場合を除き、論文の内容を第三者に公言することや論文の内容について議論してはならない。また、論文が掲載された学術誌の出版前に著者の同意を得ず、論文の内容を引用してはならない。

(2) 査読者は、査読終了後、査読論文及び査読報告書を著者・編集委員会の同意なしに第三者に公開してはならない。

(3) 査読者は、査読期間で知り得た情報や資料について査読終了後に直ちに破棄しなければならない。

6. （査読者における研究倫理規程の遵守誓約書の提出）

「朝鮮語教育—理論と実践—」に投稿された原稿の査読者は、「研究倫理規程の遵守誓約書」を提出しなければならない。

第4条 [学会誌・例会発表における研究倫理規程違反への対応]

投稿者・発表者の研究倫理規程違反を認知した場合、または明白な違反事実が明らかになった場合、倫理委員会で取り上げることができる。

1. （第4条における対応の範囲）

査読者、編集委員会、例会委員会によって採択不可とされた論文や発表について学会は関与をしない。学会誌に掲載された論文や、例会で実施された発表については第4条の対応する範囲とする。

2. （学会誌の査読の過程で発生した問題への対応）

査読の過程で研究倫理規程違反の疑いが提起された論文に対しては、編集委員会で審議する。その結果、事案が重く編集委員会の担当範囲を超えるものと判断した場合には、倫理委員会に訴えることができる。

3. （学会誌掲載論著における研究倫理規程違反への対応）

本学会の出版済みの論著において研究倫理規程違反の疑いが提起された場合には、

倫理委員会で審議する。

4. (例会発表における研究倫理規程違反への対応)

例会の発表において研究倫理規程違反の疑いが提起された場合には、倫理委員会で審議する。

(2024年10月19日可決。)